



議題 3

報道機関 各位

記者発表資料

平成24年6月21日(木)

問い合わせ先：区政推進室

担当：木島

電話：829 1832

内線：2732

さいたま市高齢者住民票等宅配サービスを試行します

さいたま市では、高齢者への市民サービスの向上を目的として「さいたま市高齢者住民票等宅配サービス」を試行します。

1 目的

今後、高齢化に加え、核家族化がさらに進行するものと思われることから、ひとりで外出することが困難な高齢者に対する支援をさらに充実させる。

2 試行内容

(1) サービスの概要

区役所窓口等の利用が困難な高齢者の方からの申込みにより、住民票の写し等の区民課取扱い証明書等を、自宅若しくは入所・入院している施設・病院等まで、区役所職員が配達する。

(2) サービスの対象者

次の条件をすべて満たす方

ア さいたま市に住民登録があり、市内に居住している

イ ひとりで外出することが困難である

ウ 満65歳以上

ひとり住まいの方だけではなく、家族がいる方でも、世帯全員が上の条件に該当している場合は、その全員が対象となる。

(3) 配達する証明書等

住民票の写し、戸籍の附票の写し、身分証明書、戸籍の全部(個人)事項証明書、除籍謄抄本、改製原戸籍謄抄本、印鑑登録証明書

(4) サービスの利用方法

ア 申込み方法

対象者本人からの電話又はファクシミリによる申込みに限る。

イ 申込み先

住民登録のある区、若しくは入所している施設等の所在する区の区役所区民課

(5) 受付及び配達取扱日等

ア 取扱日

区役所開庁日（窓口の休日開設日は除く）

イ 取扱時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(6) 利用料金

証明書等の交付手数料のみをお支払いいただく。

（交付手数料は、窓口等における交付の場合と同額となる）

3 試行期間

平成24年8月1日（水）から平成25年3月29日（金）まで

さいたま市高齢者住民票等宅配サービス

区役所窓口等までお越しいただくことが困難な高齢者の方に対し、住民票の写し等を自宅等まで配達するサービスが始まります。

利用できる方

次のすべてに該当する方です。

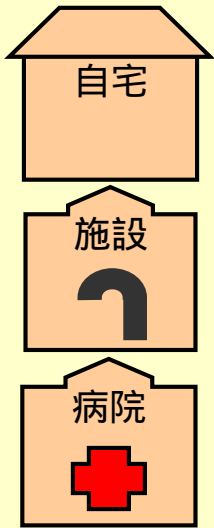
- ・市内に住民登録があり、居住している
- ・ひとりで外出することが困難
- ・満65歳以上

8月1日(水)
スタート

平成25年3月まで試行

ひとり住まいの方だけではなく、家族がいる方でも、世帯全員が上の条件に該当している場合は、このサービスを利用できます。

さいたま市内



ご本人からの
電話 又は FAX による
申込み

区役所職員が訪問

〔1回目〕 交付請求書を受付

区民課に戻り、
証明書等を作成

〔2回目〕 証明書等を交付

訪問する職員は、必ず
身分証明書を携帯する

申込み先

区役所区民課

- ・住民登録のある区の区役所
- ・住民登録はそのまま、市内の施設・病院等に入所又は入院している方の場合、その施設・病院等の所在する区の区役所

配達する証明書等

住民票の写し(*）、印鑑登録証明書、戸籍全部(個人)事項証明、除籍謄抄本、改製原戸籍謄抄本、戸籍附票の写し(*）、身分証明書(*)

- ・印鑑登録証明書は、さいたま市に印鑑登録をされている方のみとなります。
- ・戸籍関係の証明書は、さいたま市に本籍のある方のみとなります。
- ・(*)の証明書等は、1回目の訪問の際に交付します。

受付及び配達時間

- ・区役所開庁日の 午前8時30分から 午後5時15分まで
(ただし、休日開設日を除きます)
申込み時刻や証明書等の種類によっては、申込みの翌日以降の配達となる場合があります。

ご利用料金

- ・証明書等の交付手数料のみをお支払いいただきます。
(交付手数料は、区民課の窓口等で交付する場合と同額です)